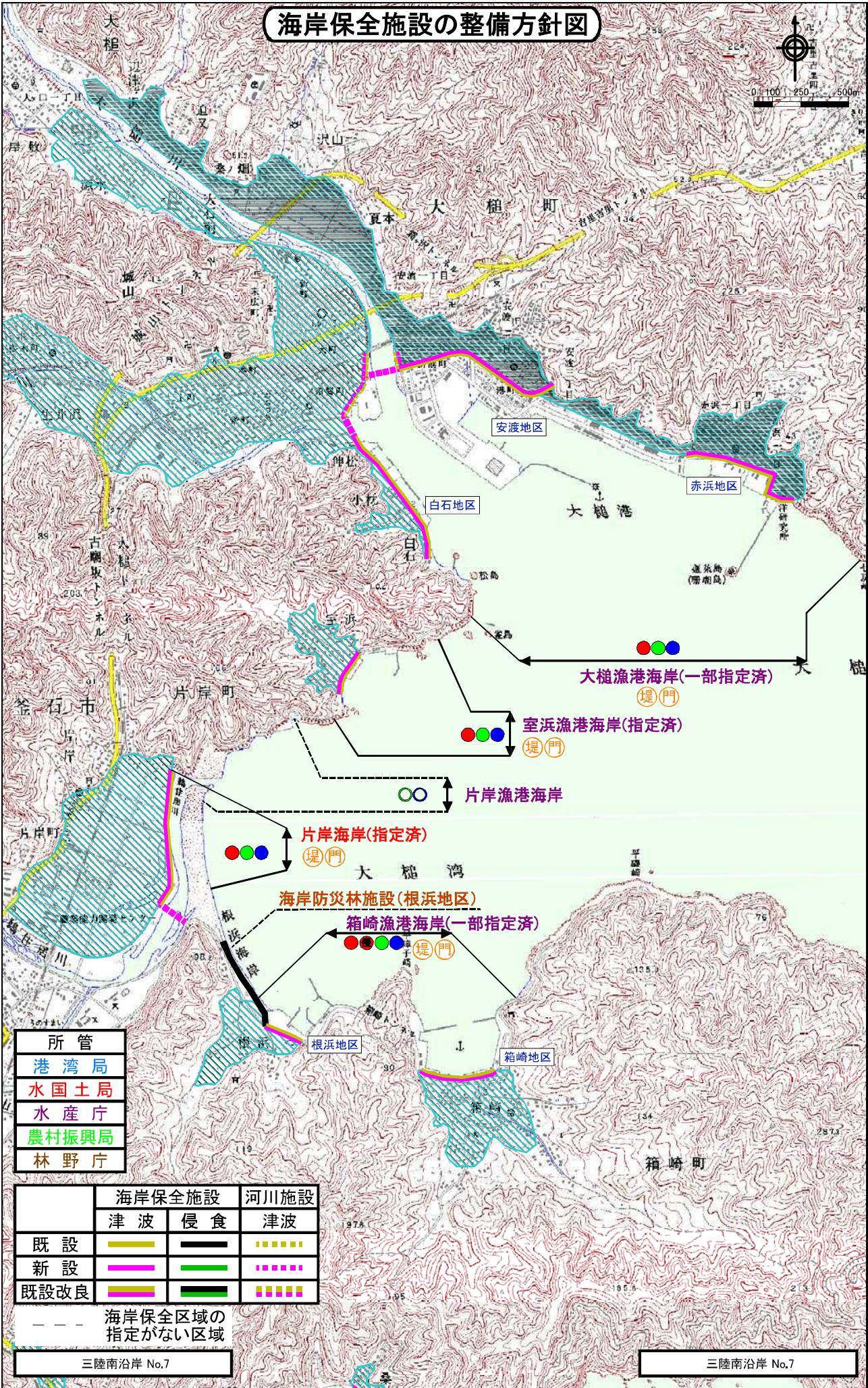


整備箇所整理表

市町村名	所管管理者	湾	海岸保全区域		海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)				3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理 (整備) 目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法	
			重要指定	指定済			津波	侵食	防護	津波	環境	利用							
大畑町	水・県	大畑湾	○	○	大畑湾海岸 (地域名・字名や一般的な呼称)	漁港施設が存在する。大畑川、小畑川の河口に位置する天然の良港で、背後は住宅密集地。	計画天端高 (第2天端高) T.P.+14.50m (赤浜・白石地区) T.P.+6.40m (6.40m)	(一)	○	●	●	●	●	●	天端高T.P.+6.40mの堤防、水門4基 T.P.+14.50mの堤防を整備する。 水門(自動化)、陸揚(自動化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=1908m 水門4基 陸揚3基	東浜集積の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び設備・器具等を良好な状態に保つよう、保存原則等に依り、定期的な点検・整備を行う。	
釜石市	水・市	大畑湾	○	○	室流漁港海岸	山間部に開けた小湾で、ワカメ、コンブ、カキ、ホタテの養殖漁業が中心である。砂浜は少ない。	T.P.+14.50m (5.80m)	(一)	●	○	○	○	○	○	○	天端高T.P.+14.50mの堤防、水門2基を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=284m 水門2基	種浜集積の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び設備・器具等を良好な状態に保つよう、保存原則等に依り、定期的な点検・整備を行う。
釜石市	水・市	大畑湾	○	○	片岸漁港海岸	大畑湾の渚浜、鶴住川の河口に位置し、ワカメ、ホタテ等の漁業が営まれる。崖海岸となっている。	(一)	(一)	○	○	○	○	○	○	○	現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	—	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
釜石市	河・県	大畑湾	○	○	片岸海岸	鶴住川河口の河口に位置し、河口部は野鳥の生息地となっている。前浜は砂浜で、背後は農地や民家。	T.P.+14.50m (6.40m)	(一)	●	●	●	●	●	●	●	堤防天端高をT.P.+14.50mとした堤防を整備する。	堤防L=761m 水門1基	環境及び生態系に配慮して計画・施工を行う。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び設備・器具等を良好な状態に保つよう、保存原則等に依り、定期的な点検・整備を行う。
釜石市	林・県	大畑湾	○	○	根浜地区	堤防内面は県内でも有数の重要な観光地となっている。根浜方面は健全な防備保安林が整備されている。	T.P.+5.60m (5.60m)	(一)	○	○	○	○	○	○	○	当面は、遊歩路・遊装場所・遊装誘引設備へのソフト面の充実を図る。 海岸の保全に努める。	—	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び設備・器具等を良好な状態に保つよう、保存原則等に依り、定期的な点検・整備を行う。
釜石市	水・県	大畑湾	○	○	箱崎漁港海岸	漁港施設が存在する。大畑湾の海浜部に位置し、北側には根浜海岸やフィッシュリーナーが、海水浴台等で賑わう。	(箱崎地区) T.P.+5.60m (根浜地区) T.P.+5.60m (5.60m)	(一)	●	●	●	●	●	●	●	天端高T.P.+5.60mの堤防、水門2基を整備する。 水門(自動化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	堤防L=749m 水門2基	砂浜の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び設備・器具等を良好な状態に保つよう、保存原則等に依り、定期的な点検・整備を行う。 修繕を受けている海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に砂浜の変化に留意する。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応： ●津波対策、○慢食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応： ◎ 利用対応： □

海岸保全施設の整備方針図



所管
港湾局
水国土局
水産庁
農村振興局
林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

整備箇所整理表

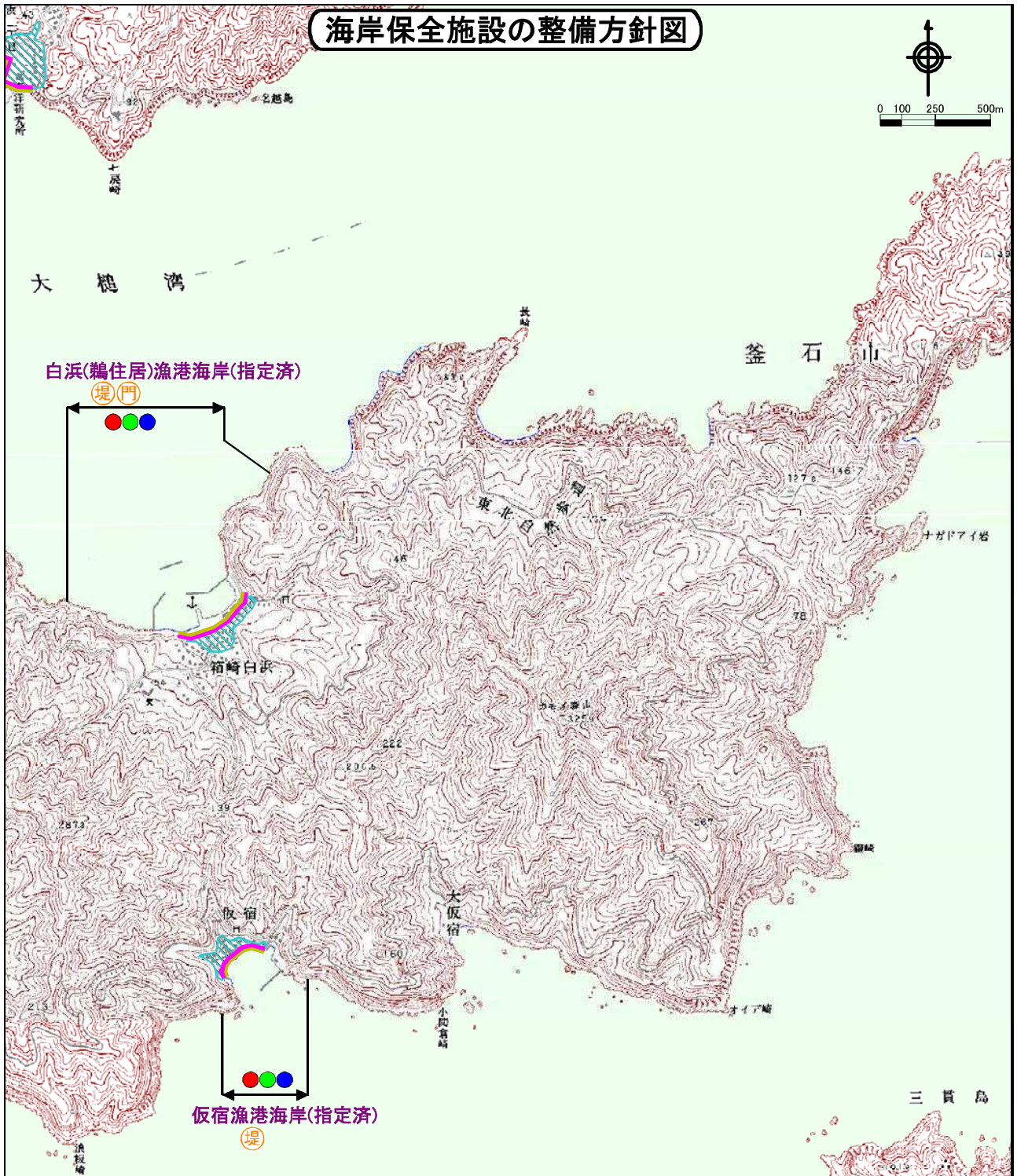
市町村名	所管管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)				3. 海岸で特に必要な観点				4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理 (整備) 目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	計画天端高 (第2天端高)	侵食	防波	防波	津波	防波	環境					
釜石市	水・県	大槌湾	○	白浜(磯住居)漁港海岸	漁港施設が存在する。山頂部に開けた漁港で、背後は傾斜地となっており工地的利用性は乏しい。	計画天端高 (第2天端高) T.P.+14.50m (6.40m)	計画天端高 (第2天端高) (-)	津波	津波	津波	津波	津波	津波	津波	堤防L=388m 水門2基	漁港施設の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 施設及び修繕を行うため、必要となる機材・器具等を良好な状態で保つよう、保存庫等に貯蔵し、定期的な点検・整備を行う。	
釜石市	水・市	鷹ノ湾	○	飯沼漁港海岸	山間部に開けた小湾であるが、歴史は古い。ウカメ、ホタテ等の養殖業が中心、船どが漁海岸からなる。	計画天端高 (第2天端高) T.P.+12.00m (6.40m)	計画天端高 (第2天端高) (-)	津波	津波	津波	津波	津波	津波	津波	堤防L=162m	漁港施設の保全に努める。 漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港務局 防護対応：●津波対策、○感食などの海岸保全対策、△保守点検等
環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



0 100 250 500m



所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	—	—	—
新設	—	—	—
既設改良	—	—	—

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸沿岸 No.8

三陸沿岸 No.8

整備箇所整理表

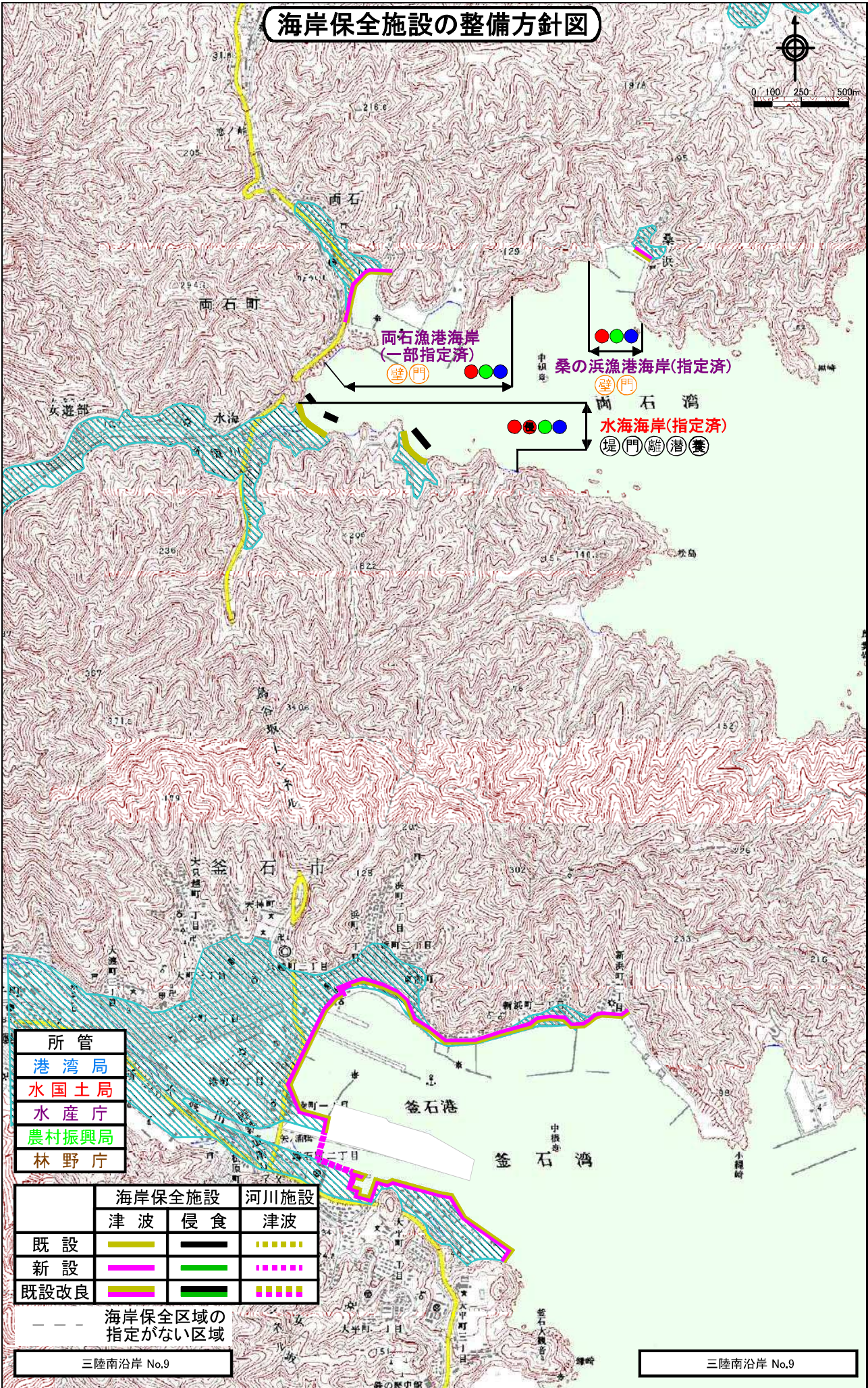
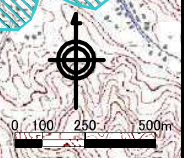
市町村名	所管管理者	河川	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点				4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理 (整備) 目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	津波	計画天端高 (第2天端高)	防食	防食	防食	防食					
釜石市	水・市	同石湾	○	条の浜漁港海岸	山間部の小港であるが、同石湾の中核港で、定置網、ワカメ、コブシ、小夕子漁が中心。周辺は漁港となっている。	計画天端高 (第2天端高) T.P.+12.00m (9.30m)	津波	防食	防食	防食	防食	防食	防食	防食	防食	防食	防食
釜石市	水・県	同石湾	○	両石湾漁港海岸	漁港施設が存在する。同石湾の湾奥部に位置し、天然の良港。過去の津波では壊滅的な被害を受けた。	計画天端高 (第2天端高) T.P.+12.00m (9.30m)	津波	防食	防食	防食	防食	防食	防食	防食	防食	防食	防食
釜石市	河・県	同石湾	○	水海海岸	両石湾の湾奥に位置し、水海川の河口にあり、前浜は砂浜で海水浴に利用され、背後は都市公園。	計画天端高 (第2天端高) T.P.+12.00m (12.00m)	津波	防食	防食	防食	防食	防食	防食	防食	防食	防食	防食

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等

環境対応：□ 環境対応：□

利用対応：□

海岸保全施設の整備方針図



所管	
港湾局	水国土局
水産庁	農村振興局
農林庁	林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	—	—	—
新設	—	—	—
既設改良	—	—	—

--- 海岸保全区域の指定がない区域

整備箇所整理表

市町村名	所管管理者	海	海岸保全区域	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防壁水準 (堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理 (設備) 目録	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	侵食 計画天端高 (第2天端高)	防壁 津波	防壁 津波	環境 侵食	利用					
釜石市	港・県	釜石湾	○	釜石湾海岸	崖海岸からなり、背後は山地。保全対象がない。	(一)	(一)		◎	現状の海岸環境の継承	現状の海岸環境を継承する。	—	—	—	—	
釜石市	水・県	釜石湾	○	釜石湾海岸	背後は山地が迫る細長い浜で、漁業区域と港湾区域が重複する二重指定業の中心港。	TP+6.10m (4.00m)	(一)	●	●	津波被害施設を整備して津波への防護を確保する。 保守が確実な防壁・保安施設を維持管理し、施設の安定を確保する。 現状の海岸環境の継承。利用者の快適性を高めるため、保全に努める。	天端高T.P.+6.10mの防壁を水門(自動化)、陸門(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	幅員=1836m 水門14基 陸門8基	幅員=1836m 水門14基 陸門8基	幅員=1836m 水門14基 陸門8基	日暮巡漕、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作場前等に復い、定期的な点検・整備を行う。	
釜石市	港・県	釜石湾	○	釜石湾海岸	釜石湾の渾真部に位置し、水深が深い天然の良港。背後は連続した市街が立地。連続して市街地。	TP+6.10m (4.00m)	(一)	●	●	津波被害施設を整備して津波への防護を確保する。 保守が確実な防壁・保安施設を維持管理し、施設の安定を確保する。 現状の海岸環境の継承。利用者の快適性を高めるため、保全に努める。	堤防天端高をTP+6.10mとした防壁を整備する。 幅員=1020m 水門7基 陸門7基	幅員=1020m 水門7基 陸門7基	幅員=1020m 水門7基 陸門7基	幅員=1020m 水門7基 陸門7基	日暮巡漕、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作場前等に復い、定期的な点検・整備を行う。	
釜石市	水・市	釜石湾	○	嬉石湾海岸	甲子川の河口に位置する静かな良港で、ウカメを中心とした海面産漁業が盛ん。背後は住宅密集地。	TP+6.10m (4.00m)	(一)	●	●	津波被害施設を整備して津波への防護を確保する。 保守が確実な防壁・保安施設を維持管理し、施設の安定を確保する。 現状の海岸環境の継承。利用者の快適性を高めるため、保全に努める。	天端高T.P.+6.10mの防壁を水門(自動化)、陸門(自動化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	幅員=500m 水門1基 陸門1基	幅員=500m 水門1基 陸門1基	幅員=500m 水門1基 陸門1基	日暮巡漕、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作場前等に復い、定期的な点検・整備を行う。	
釜石市	港・県	釜石湾	○	釜石湾海岸	釜石湾の渾真部に位置し、背後にはオイルタミナルと下水処理場と水産加工団地が立地。	TP+6.10m (4.14m)	(一)	●	◎	保守が確実な防壁・保安施設を維持管理し、施設の安定を確保する。 現状の海岸環境の継承。	堤防天端高をTP+6.10mとした防壁を整備する。 幅員=856m 水門2基 陸門1基	幅員=856m 水門2基 陸門1基	幅員=856m 水門2基 陸門1基	幅員=856m 水門2基 陸門1基	日暮巡漕、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作場前等に復い、定期的な点検・整備を行う。	
釜石市	水・市	釜石湾	○	平田湾海岸	釜石湾の渾真部に位置し、周辺は大規模な埋立造成が行われた。ワカメ、コンブ、ホタテなどが中心。	TP+6.10m (4.30m)	(一)	●	●	津波被害施設を整備して津波への防護を確保する。 保守が確実な防壁・保安施設を維持管理し、施設の安定を確保する。 現状の海岸環境の継承。利用者の快適性を高めるため、保全に配慮する。	天端高T.P.+6.10mの防壁を水門(自動化)、陸門(遠隔化)を整備する。 現状の海岸環境を継承する。 漁港施設の利用に配慮する。	幅員=521m 水門1基 陸門1基	幅員=521m 水門1基 陸門1基	幅員=521m 水門1基 陸門1基	幅員=521m 水門1基 陸門1基	日暮巡漕、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作場前等に復い、定期的な点検・整備を行う。

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防壁対応：●津波対策、○侵食などの海岸保全対策、△保守点検等

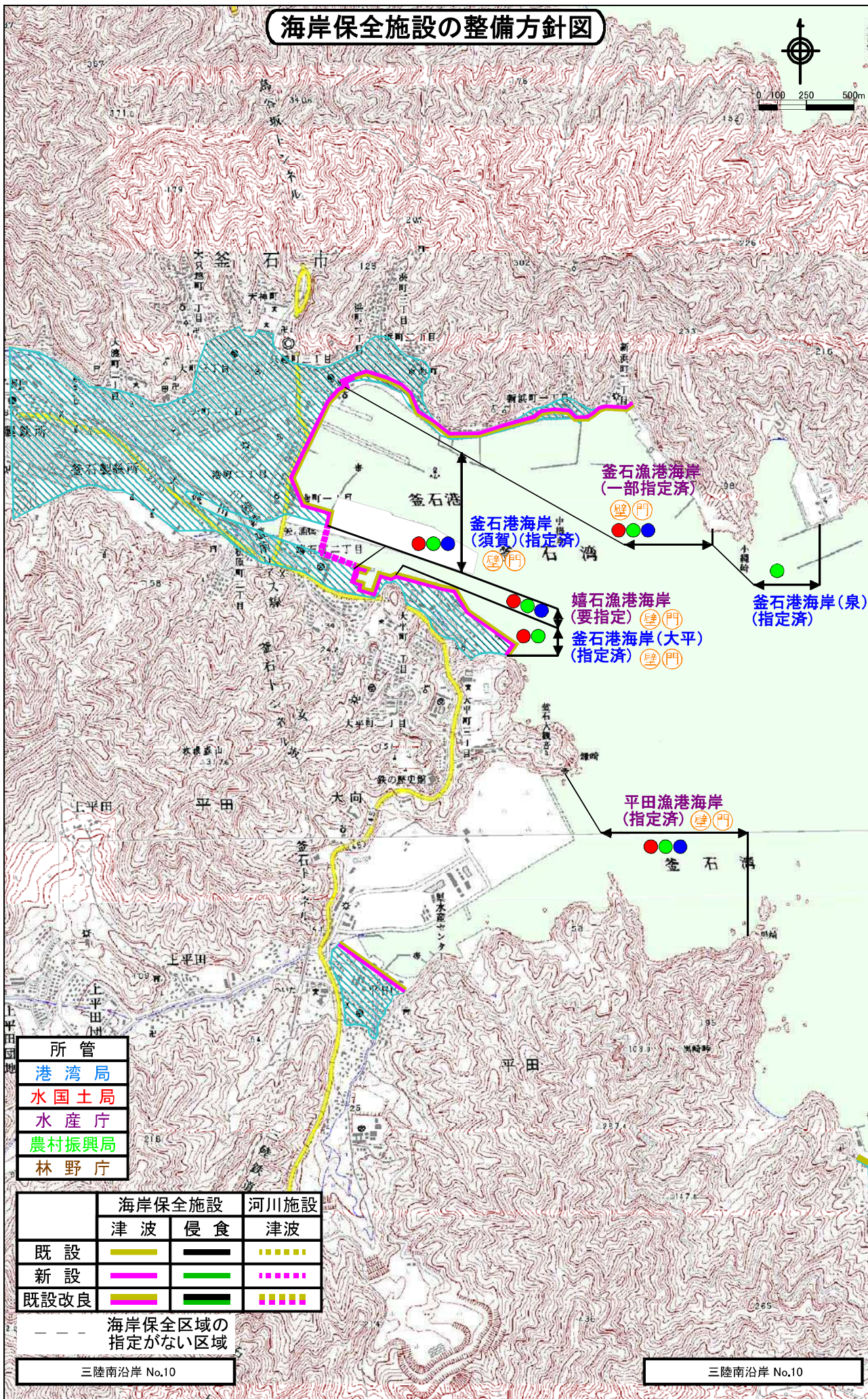
環境対応：◎ 利用対応：□

海岸保全区域に「指定済」及び「要指定」に○印がないものは：一般公共海岸など

海岸保全施設の整備方針図



0 100 250 500m



所管	
港湾局	水国土局
水産庁	農村振興局
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	——	——	——
新設	——	——	——
既設改良	——	——	——

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.10

三陸南沿岸 No.10

整備箇所整理表

市町村名	所管管理者	湾	海岸保全区域	海岸名 (地域名、字名や一般的な呼称)	1. 海岸の特性	2. 防護水準 (堤防等の高さ)			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理 (整備) 目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
						津波	計画天端高 (第2天端高)	侵食	防護	環境	利用					
釜石市	港・県	釜石湾	○	釜石港海岸 (湾口)	津波からの生命・財産防護、急内岸線段向上による安全の岸壁向け、荒天時の冠水水保の確保のため、延長1980mの湾口防護壁を直轄で整備済み。	(一)	(一)	(一)	●	●	防波堤L=1,680m 港壁L=300m	背後地帯や湾全体への防波及び港の初用を推進するため、災害復旧事業の整備促進を図る。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
釜石市	水・市	釜石湾	○	白浜(釜石)漁港海岸	山間部に開けた漁港であり、ワカメ、コンブ、ホタテ漁が中心。周辺は大部分が種海岸となっている。	(一)	(一)	(一)	●	●	堤防L=231m 水門1基	種漁業者の保全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作手順等に留意し、定期的な点検・整備を行う。			
釜石市	港・県	釜石湾		釜石港海岸 (種海岸)	周辺は種海岸で、曹後は山地。保全対象がない。	(一)	(一)	(一)	○		(一)	現状の海岸環境の継承				
釜石市	河・県	釜石湾	○	青出浜海岸	種海岸の中にある小海岸。尾崎神社へ詣でるための唯一の海岸(船着場)。神秘的な海岸で豊かな自然が残る。	(一)	(一)	(一)	●	●	(一)	現状の海岸環境の継承	日常巡視や臨時点検に際しては、特に海岸環境の状況の変化に留意する。			
釜石市	水・市	鹿丹湾	○	佐須漁港海岸	山間部に開けた小湾であり、ワカメ、コンブの養殖やアワビの稚貝放流を行っている。前浜は砂浜。周囲は種海岸となっている。	(一)	(一)	(一)	●	●	堤防L=141m 水門1基	種漁業者の保全に努める。漁業者との調整に配慮する。	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械・器具等を良好な状態に保つよう、操作手順等に留意し、定期的な点検・整備を行う。			

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防護対応：●津波対策、○豊食などの海岸保全対策、△保守点検等

環境対応：◎

利用対応：□

港：港湾局

水：水産庁

河：水国土局

港：港湾局

防護対応：●津波対策、○豊食などの海岸保全対策、△保守点検等

環境対応：◎

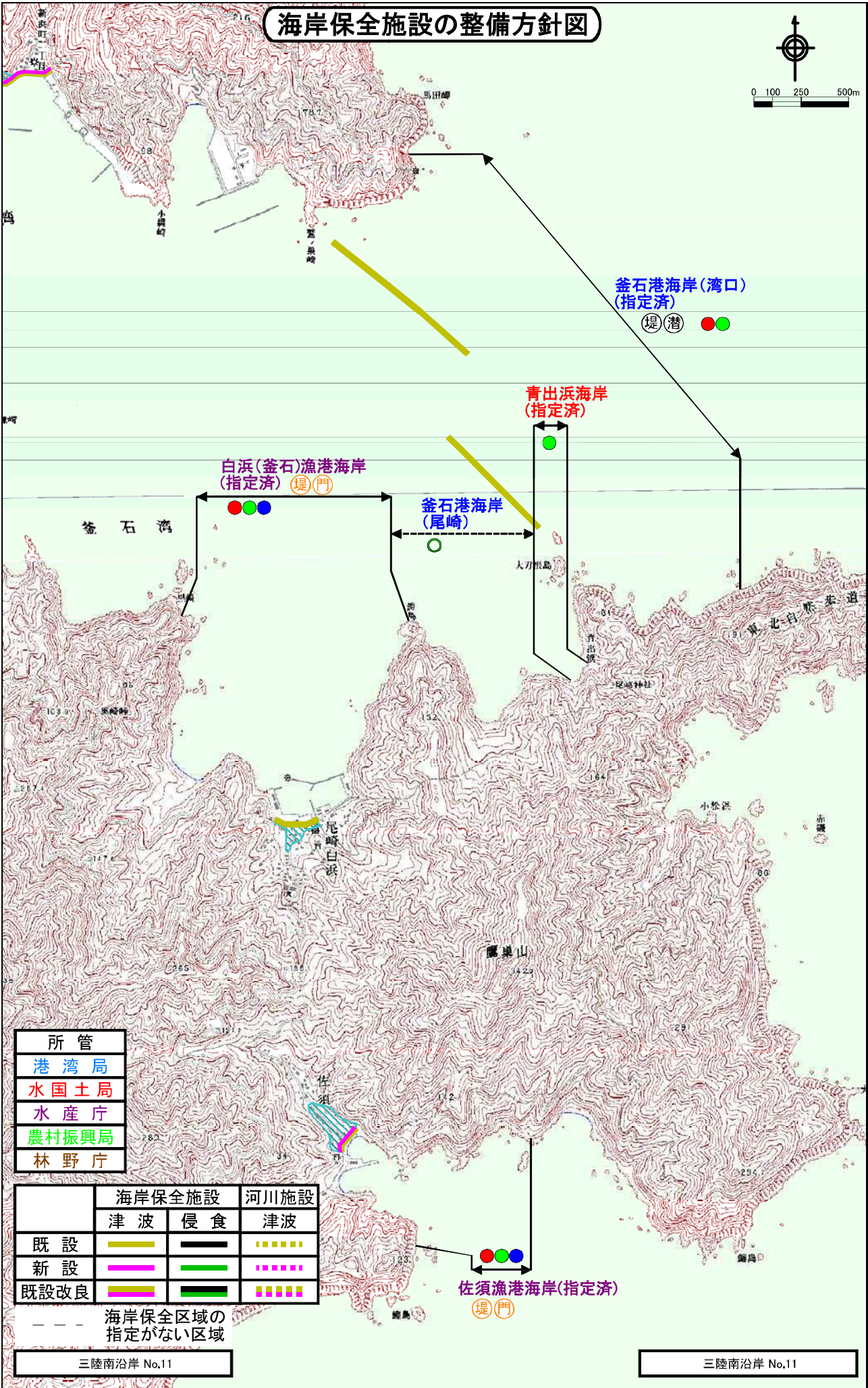
利用対応：□

港：港湾局

海岸保全施設の整備方針図



0 100 250 500m



釜石港海岸(湾口)
(指定済)

(堤) (港) ● ●

青出浜海岸
(指定済)

白浜(釜石)漁港海岸
(指定済) (堤) (門)

釜石港海岸
(尾崎)

佐須漁港海岸(指定済)
(堤) (門)

所管	
港湾局	
水国土局	
水産庁	
農村振興局	
林野庁	

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	—	—	—
新設	—	—	—
既設改良	—	—	—

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.11

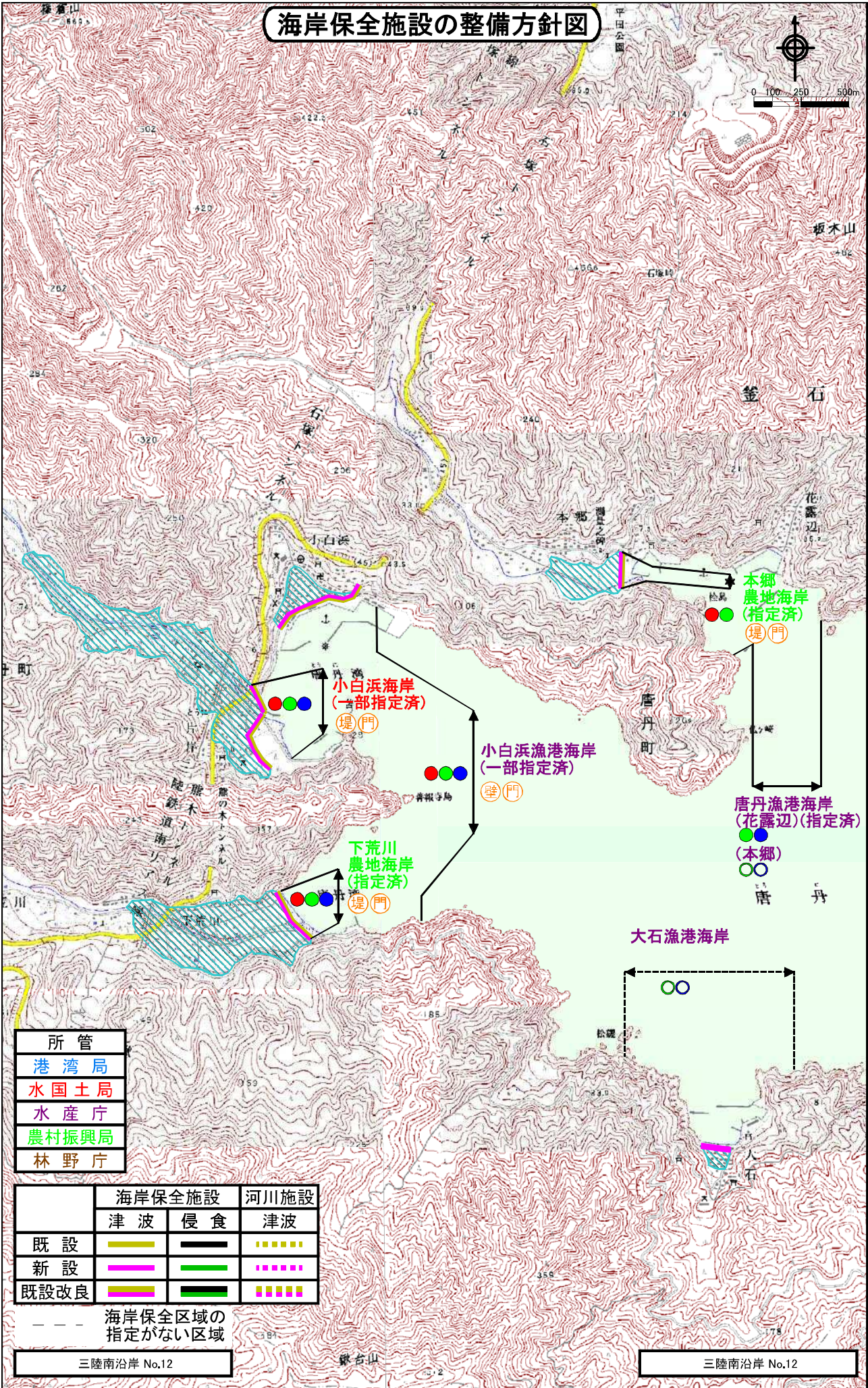
三陸南沿岸 No.11

整備箇所整理表

市町村名	管理者	海岸保全区域	海岸名 (地名・町名や一般的な名称)	1. 海岸の特性	2. 防備水準 (堤防等の高さ)		3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理 (整備) 目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえでの地域における配慮事項	8. 維持又は修繕の方法
					津波 (計画高潮線) (現況高潮線)	浸食 (計画高潮線) (現況高潮線)	防波	津波	侵食					
釜石市	水・県	○	唐丹漁港海岸 (花露辺)	漁港施設が存在する。山間部に開けた小港で平地が少なく、周囲は蘆花海岸となっている。	(一)	(一)	●	●	●	●	—	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
釜石市	水・県	○	唐丹漁港海岸 (本郷)	漁港施設が存在する。自入を利用した玉巻の防波堤で、本郷豊地漁港の防波堤に位置する。前後は砂浜であるが周囲は蘆花海岸となっている。	(一)	(一)	●	●	●	●	—	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
釜石市	農・県	○	本郷豊地海岸	唐丹漁港の背後に位置する。	TP+14.50m (11.80m)	(一)	●	●	●	●	—	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。必要に応じて施設を操作するため、必要に応じて、操作規則等に準拠し、定期的な点検・整備を行う。	
釜石市	水・県	○	小白浜漁港海岸	漁港施設が存在する。海岸部は片崖川及び蘆花海岸から成る。	TP+14.50m (11.80m)	(一)	●	●	●	●	—	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。必要に応じて施設を操作するため、必要に応じて、操作規則等に準拠し、定期的な点検・整備を行う。	
釜石市	河・県	○	小白浜海岸	片崖川の河口に位置する砂浜海岸で、背後は農地や民家。	TP+14.50m (11.80m)	(一)	●	●	●	●	—	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。必要に応じて施設を操作するため、必要に応じて、操作規則等に準拠し、定期的な点検・整備を行う。利用者が訪れる海岸であるため、日常巡視や臨時点検に際しては、特に利用者の安全に留意する。	
釜石市	農・県	○	下荒川農地海岸	小白浜漁港の背後に位置し、前後は海水浴場と農地が中心、周囲は蘆花海岸となっている。	TP+14.50m (4.00m)	(一)	●	●	●	●	—	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。必要に応じて施設を操作するため、必要に応じて、操作規則等に準拠し、定期的な点検・整備を行う。	
釜石市	水・市	○	大石漁港海岸	山間部に開けた小港で、ワカメ、コンブ、ホタテ漁業が中心、周囲は蘆花海岸で平地が少ない。	(一)	(一)	●	●	●	●	—	—	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

農：農村振興局 林：林野庁 水：水産庁 河：水国土局 港：港湾局 防波対策：●津波対策、○浸食などの海岸保全対策、△保守点検等
 防護対応：○ 環境対応：○ 利用対応：○

海岸保全施設の整備方針図



所管
港湾局
水国土局
水産庁
農村振興局
林野庁

	海岸保全施設		河川施設
	津波	侵食	津波
既設	黄色線	黒線	黄色点線
新設	ピンク線	緑線	紫色点線
既設改良	黄緑線	黒緑線	黄緑点線

--- 海岸保全区域の指定がない区域

三陸南沿岸 No.12

三陸南沿岸 No.12